

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	MICJET 国保システム高額療養費制度の見直し対応業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	令和8年度8月1日施行予定で、高額療養費制度について、自己負担限度額の見直しが行われることに伴い、MICJET国保システムについて所要のシステム改修を実施する。
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和8年12月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	5,792,985円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 〔名 称〕 富士通 Japan(株)関西・中部公共ビジネス統括部（京都）
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	MICJET国保システムは、システム製造開発業者である富士通(株)から事業移管された富士通 Japan(株)がソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードが公開されていないことなどから、当該システムのプログラム改修業務は、当該事業者しか実施できないため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。